

平成25年 第13回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 平成25年11月19日(火) 午後1:30~午後2:00

2. 場 所 : 新郷村役場庁舎2階 会議室

3. 出席委員 (9人)

職 名	番 号	氏 名
会 長	10	村岡 和俊
委 員	1	畠山 賢悦
”	2	小坂 敏
職務代理	3	長根 孝衛
委 員	4	長井 進
”	6	坂根 重友
”	7	小澤 守昭
”	8	谷地村 久人
”	9	工藤 昭治

4. 欠席委員 (1人)

5番 佐藤 光男

5. 会議書記

事務局総括主幹 長峯 美智子

6. 審議案件

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸般の報告について

日程第3 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

7. 会議の概要

(平成25年第13回 11月の総会)

議長	<p>会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。</p> <p>唱和の音頭を、9番 工藤 昭治 君 お願いします。</p>
	(憲章の唱和)
議長	<p>本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより平成25年第13回新郷村農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。議事録署名委員は、議長指名と一言することでご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは議事録署名委員には、1番 畠山 賢悦君 並びに 4番 長井 進君を指名いたします。</p>
議長	<p>次に日程第2、諸般の報告をします。</p> <p>諸般の報告については、配布のとおりであります。事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	<p>次に日程第3 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号26号から30号について審議に付します。事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>P2 日程第3 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について</p> <p>農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、審議を求めるものです。</p> <p>受付番号26号の農地法第3条の許可申請は、使用貸借による利用権設定であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。この農地の所有者は現在、村外に居住し農業に従事していないため耕作放棄地防止のために隣接する農地の所有者が借り受けするものです。借り受け後はP6にあるように長芋などを作付する予定です。P6には許可申請書の写し、P7に 申請地の位置図、P19に農地法3条1項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。以上受付番号26号はP19に添付の農地法第3条1項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。なお11月13日には現地利用状況調査で現地を確認してきております。</p> <p>次に 受付番号27号の農地法第3条の許可申請についてですがここも3条の使用貸借による利用権設定の申請であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積</p>

	<p>等については、議案書記載のとおりです。この 27 号は青年就農給付金を申請するために農地を 3 親等以外から借り受けするもので、借り受け後は、P8 の許可申請書の写しにあるとおりキャベツ、長芋、大根等を作付する予定です。P8 に許可申請書の写し、P9 に申請地の位置図、P19 には農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。受付番号 27 号は P19 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。こ こも 11 月 13 日には現地利用状況調査で現地を確認してきております。</p> <p>次に P3 の 受付番号 28 号の農地法第 3 条の許可申請は、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。買受人は申請農地の隣接する農地の所有者で買受後は P10 の 3 条許可申請書の写しのとおり水稻と自家用野菜を作付する予定です。P10 許可申請書の写し、P11 申請地の位置図、P20 農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。この農地も全て現地調査は終わっております。受付番号 28 号は P20 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。 受付番号 29 号の農地法第 3 条の許可申請も、売買による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。買受人は売渡人と親戚関係で買受後は P12 の 3 条許可申請書の写しのとおり水稻を作付する予定です。P12 に許可申請書の写し、P13 申請地の位置図、P20 農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。受付番号 29 号は P20 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。次に 受付番号 30 号の農地法第 3 条の許可申請は、父から子への贈与による所有権移転であり、農地の所在、地目、面積、譲渡人及び譲受人の住所、氏名、経営面積等については、議案書記載のとおりです。この 29 号の贈与を受ける息子は青年就農給付金の申請者であり今後も P14 の 3 条許可申請書の写しのとおり水稻、タバコ、自家用野菜、デントコーンを作付する予定です。P14、15 に許可申請書の写し、P16~18 には申請地の位置図、P21 に農地法 3 条 1 項の調査書を添付しておりますので参考にしてください。受付番号 30 号も P21 に添付の農地法第 3 条 1 項調査書に記載してあるとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可できない項目に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>なお、これらの申請農地についても現地確認をしております。</p>
議長	<p>ただ今の事務局説明に関連して、現地調査の結果をはじめに担当の 8 番 谷地村委員から報告を求めます。</p>
谷地村委員	<p>議案第 26 号 受付番号 26 号から 28 号の現地調査の結果を報告します。受付番号 26 号の申請地の地目は田であり、使用貸借による所有権移転後は水稻等を作付けして利用するとうことであります。</p>

	<p>受付番号27号の申請地の地目は田と畑であります。使用貸借による所有権移転後は畑として利用し、キャベツ、大根等の野菜を作付けすると言うことでもあります。</p> <p>受付番号28号の申請地の地目は田と畑であり、売買による所有権移転後は水稻の作付を予定しております。</p> <p>これらの事や現地の状況等から3件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	次に、担当の6番 坂根委員から報告を求めます。
坂根委員	<p>議案第26号 受付番号29号から30号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号29号の申請地の地目は田であります。売買による所有権移転後は水稻を作付けすると言うことでもあります。</p> <p>受付番号30号の申請地の地目は田と畑であります。贈与による所有権移転後は水稻、タバコ、デントコーン等の作付を予定しております。</p> <p>これらの事や現地の状況等から2件とも周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議 長	ただ今の事務局説明及び現地調査の結果について、質疑、意見はございませんか。
	質疑意見なし
議 長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第26号の受付番号26号から30号については、申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
	異議なし
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第26号の受付番号26号から30号については、原案のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、平成25年 第13回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

議 長

署名者

署名者